

第1回嬉野市議会定例会議案

平成29年2月27日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
1	平成29年2月27日	議決事件に該当しない契約の報告について	1

議案番号	提出年月日	議案名	頁
2	平成29年2月27日	嬉野市職員の配偶者同行休業に関する条例について	7
3	〃	嬉野市こどもセンター整備検討委員会条例について	11
4	〃	嬉野市立地適正化計画策定委員会条例について	14
5	〃	嬉野市部設置条例等の一部を改正する条例について	17
6	〃	嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例について	19
7	〃	嬉野市個人情報保護条例及び嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	23
8	〃	嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について	25
9	〃	嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	28
10	〃	嬉野市税条例等の一部を改正する条例について	31
11	〃	嬉野市要保護児童対策地域協議会条例の一部を改正する条例について	41
12	〃	嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例について	43
13	〃	平成28年度嬉野市一般会計補正予算(第8号)	別冊
14	〃	平成28年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	〃
15	〃	平成28年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	〃
16	〃	平成28年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算(第2号)	〃
17	〃	平成28年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算(第3号)	〃
18	〃	平成28年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算(第3号)	〃
19	〃	平成28年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算(第3号)	〃
20	〃	平成28年度嬉野市水道事業会計補正予算(第3号)	〃

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
21	平成29年2月27日	平成29年度嬉野市一般会計予算	別冊
22	〃	平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計予算	〃
23	〃	平成29年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算	〃
24	〃	平成29年度嬉野市農業集落排水特別会計予算	〃
25	〃	平成29年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算	〃
26	〃	平成29年度嬉野市浄化槽特別会計予算	〃
27	〃	平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算	〃
28	〃	平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算	〃
29	〃	平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算	〃
30		平成29年度嬉野市水道事業会計予算	〃



議案第2号

嬉野市職員の配偶者同行休業に関する条例について

嬉野市職員の配偶者同行休業に関する条例を別紙のように制定する。

平成29年2月27日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方公務員法の規定に基づき、配偶者同行休業の運用に関して条例を制定する必要がある。

嬉野市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項から第3項まで、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基づき、嬉野市職員（以下「職員」という。）の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、これを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年を超えない範囲内で任命権者が必要と認める期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6箇月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準じる教育施設を含む。）であつて外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準じる事由として任命権者が認めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間の末日までの期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、任命権者が認める特別の事情とする。

3 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 配偶者同行休業をしている職員が、出産するため嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年嬉野市条例第34号）第22条に規定する産前及び産後の休暇を取得することとなったこと。

(3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第8条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新す

ることができる。

- 3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第3号

嬉野市こどもセンター整備検討委員会条例について

嬉野市こどもセンター整備検討委員会条例を別紙のように制定する。

平成29年2月27日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 こどもセンターを整備するにあたって、その運営内容を検討するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例を制定する必要がある。

嬉野市こどもセンター整備検討委員会条例

(設置)

第1条 こどもセンターを整備するため、嬉野市こどもセンター整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 子育て支援を推進するこどもセンターの整備及び運営内容に関する事項
- (2) その他こどもセンターの整備に必要な調査等に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第6条第2項に規定する保護者をいう。)
- (2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。)に関する事業に従事する者
- (3) 民生委員・児童委員を代表する者
- (4) 学校を代表する者
- (5) 市職員その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再委嘱され、又は再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者に対し委員会の会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第4号

嬉野市立地適正化計画策定委員会条例について

嬉野市立地適正化計画策定委員会条例を別紙のように制定する。

平成29年2月27日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例を制定する必要がある。

嬉野市立地適正化計画策定委員会条例

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第8.1条第1項に規定する立地適正化計画の策定等について研究及び検討を行うため、嬉野市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、法第8.1条第1項の規定に基づき立地適正化計画を策定するに当たり研究及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、市民、学識経験者等のうちから市長が委嘱する委員10人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者に対し委員会の会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

嬉野市部設置条例等の一部を改正する条例について

嬉野市部設置条例（平成23年嬉野市条例第2号）の一部を別紙のように改正する。

平成29年2月27日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 平成29年4月に組織の機構改革を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市部設置条例の一部を改正する条例

嬉野市部設置条例(平成23年嬉野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条総務企画部の項に次の1号を加える。

(7) 地域振興及び男女共同参画に関すること。

第2条市民福祉部の項中第5号を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 嬉野市水道事業の設置等に関する条例(平成18年嬉野市条例第144号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「環境水道課」を「水道課」に改める。

(嬉野市水道審議会条例の一部改正)

第3条 嬉野市水道審議会条例(平成18年嬉野市条例第166号)の一部を次のように改正する。

第8条中「環境水道課」を「水道課」に改める。

議案第6号

嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例について

嬉野市定住促進条例（平成20年嬉野市条例第19号）の一部を別紙のように改正する。

平成29年2月27日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 条例の失効期限を延長し、奨励金等の内容を変更するとともに申請期限を設けるため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例

嬉野市定住促進条例（平成20年嬉野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「交付基準日が平成26年3月31日以前にあつては別表第1、平成26年4月1日以降にあつては別表第2」を「別表」に、「掲げる」を「同表に掲げる」に改める。

第5条を次のように改める。

（奨励金の交付）

第5条 市長は、奨励金の交付を行う場合には、申請者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請は、申請者が住宅等に居住を開始した日から起算して1年以内又は平成32年3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

附則第2項中「平成29年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、「同日前に」を削る。

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に次の1表を加える。

別表（第4条関係）

区分	交付要件	金額
転入奨励金	奨励金の対象となる住宅等	300,000円
	住宅等1戸につき	
	等は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超え	100,000円
	るもので、取得に要した費用が500万円以上のものとし、当該住宅等の用地の登記地目が宅地であるものとする。	100,000円
	同居する中学生以下の子1人につき	50,000円
	同居する高校生の子1人につき	300,000円
	申請者が住宅等に居住を開始した日前3年以内に婚姻している場合	
	新築住宅で、工事費のうち7割以上を市内業者が施工した場合	700,000円
	新築住宅で、工事費のうち3割以	300,000円

		上7割未満を市内業者が施工した場合	
		嬉野市が行う土地区画整理事業 地内の保留地を購入し住宅を新築した場合	200,000円
		企業誘致により県内又は隣接県に進出した企業（当該県又は市町と進出協定を締結した企業に限る。）に勤務する同居の世帯員1人につき	200,000円
持ち家 奨励金	奨励金の対象となる住宅等は、専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が500万円以上のものとし、当該住宅等の用地の登記地目が宅地であるものとする。	住宅等1戸につき 申請者が住宅等に居住を開始した日前3年以内に婚姻している場合 新築住宅で、工事費のうち7割以上を市内業者が施工した場合 新築住宅で、工事費のうち3割以上7割未満を市内業者が施工した場合	300,000円 300,000円 700,000円 300,000円
		嬉野市が行う土地区画整理事業 地内の保留地を購入し住宅を新築した場合	200,000円
		企業誘致により県内又は隣接県に進出した企業（当該県又は市町と進出協定を締結した企業に限る。）に勤務する同居の世帯員1人につき	200,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の嬉野市定住促進条例の規定は、施行日以後に新築住宅又は中古住宅（以下「住宅等」という。）に居住を開始した者について適用し、同日前に住宅等に居住を開始した者に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

(申請期限の特例)

- 3 この条例による改正後の嬉野市定住促進条例第5条第2項の規定にかかわらず、施行日前に住宅等に居住を開始した者で定住奨励金の交付を受けようとするものは、同日から起算して1年以内に同条第1項の申請を行わなければならない。

議案第7号

嬉野市個人情報保護条例及び嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市個人情報保護条例（平成21年嬉野市条例第21号）及び嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年嬉野市条例第32号）の一部を別紙のように改正する。

平成29年2月27日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市個人情報保護条例及び嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(嬉野市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 嬉野市個人情報保護条例（平成21年嬉野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第37条第2項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年嬉野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）から施行する。

議案第 8 号

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
について

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 34 号）
等の一部を別紙のように改正する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改
正する必要がある。

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
(嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年嬉野市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「あるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第27条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第27条第1項中「職員が対象家族で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、人事院規則の定めるところにより」を「職員が要介護者(配偶者等で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより」に、「要介護の各々」を「要介護者の各々」に改める。

第27条の2第3項中「同条第17条」を「同条例第22条」に改める。

第28条中「休暇(年次有給休暇及び規則で定めるものを除く。)」を「病気

休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間」に改める。

（嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年嬉野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「附則第1条」を「前条」に、「人事院規則」を「規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の育児休業等に関する条例（平成18年嬉野市条例第35号）の一部を別紙のように改正する。

平成29年2月27日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市職員の育児休業等に関する条例（平成18年嬉野市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法第6条第1項」の前に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は」を加える。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

（1） 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第5号を同条第6号とし、同条第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2） 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第1号を次のように改める。

（1） 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務

をいう。以下同じ。) をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条第6号を同条第7号とし、同条第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第18条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第27条の2第2項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 公布の日から同年3月31日までの間は、第2条の2中「第6条の4第1号」を「第6条の4第2項」とし、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」を「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

議案第10号

嬉野市税条例等の一部を改正する条例について

嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）等の一部を別紙のように改正する。

平成29年2月27日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法等の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

(嬉野市税条例の一部改正)

第1条 嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第16条第1項中「最初の法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2条 嬉野市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の8条を加える。

(日本赤十字社が取得する3輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が取得する3輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のもの又は血液事業の用に供するものに対しては、環境性能割を課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する種別割の非課税の範囲)

第81条の2の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、種別割を課さ

ない。

- (1) 救急用のもの
- (2) その他市長が必要と認めるもの
(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車税等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「2輪のもの(側車付のものを含む。)	年額	3,600円
3輪のもの	年額	3,900円
4輪以上のもの		
乗用のもの		
営業用	年額	6,900円
自家用	年額	10,800円
貨物用のもの		
営業用	年額	3,800円
自家用	年額	5,000円」

を

「(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。)	年額	3,600円
(イ) 3輪のもの	年額	3,900円
(ウ) 4輪以上のもの		
a 乗用のもの		
営業用	年額	6,900円
自家用	年額	10,800円
b 貨物用のもの		
営業用	年額	3,800円
自家用	年額	5,000円」

に改め、同号イ中

「農耕作業用のもの	年額	2,400円
その他のもの	年額	5,900円」

を

「(ア) 農耕作業用のもの	年額	2,400円
(イ) その他のもの	年額	5,900円」

に改める。

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第86条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に、「はらなければ」を「貼らなければ」に改め、同条ただし書き中「ことによって」を「ことにより」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に、「使用者については」を「使用者にあつては」に改め、同条第3項中「使用者については」を「使用者にあつては」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に、「申告書、原動機付自転車」を「申告書並びに原動機付自転車」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「、次に」を「、次の各号に」に改め、「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同

条第3項、第4項及び第5項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「また同様とする」を「また、同様とする」に改め、同条第7項中「若しくは小型特殊自動車」を「又は小型特殊自動車」に、「若しくは使用しないこととなったとき、」を「、若しくは使用しないこととなったとき」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100

分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(嬉野市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 嬉野市税条例の一部を改正する条例(平成26年嬉野市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「嬉野市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	嬉野市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第25号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条

附則第16条第1項の表 第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表 第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表 第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(嬉野市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 嬉野市税条例の一部を改正する条例(平成27年嬉野市条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項の表第19条第3号の項中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中嬉野市税条例附則第7条の3の2第1項の改正規定 公布の日

(2) 第2条から第4条までの規定並びに次条及び附則第4条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の嬉野市税条例(附則第4条において「31年新条例」という。)第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税に適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の嬉野市税条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について、適用する。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第11号

嬉野市要保護児童対策地域協議会条例の一部を改正する条例について

嬉野市要保護児童対策地域協議会条例（平成25年嬉野市条例第26号）の一部を別紙のように改正する。

平成29年2月27日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 児童福祉法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市要保護児童対策地域協議会条例の一部を改正する条例

嬉野市要保護児童対策地域協議会条例（平成25年嬉野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法律第164号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「要保護児童をいう。」を「要保護児童をいい、法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第8項に規定する保護延長者（次条第1号において「延長者等」という。）を含む。」に、「法第6条の2」を「法第6条の3」に改める。

第2条第1号中「要保護児童等」を「要保護児童、要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。））」に改め、同条第2号及び第3号中「要保護児童等」を「支援対象児童等」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第12号

嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例について

嬉野市分担金徴収条例（平成18年嬉野市条例第164号）の一部を別紙のように改正する。

平成29年2月27日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 国の農地耕作条件改善事業実施要領の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例

嬉野市分担金徴収条例（平成18年嬉野市条例第164号）の一部を次のように改正する。

別表中「

基幹水利施設等緊急補修事業	補助対象事業費から国の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
---------------	-------------------------------------	--

」を「

基幹水利施設等緊急補修事業	補助対象事業費から国の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
農地耕作条件改善事業	補助対象事業費から国の交付金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	

」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。